

琉球大学大学院理工学研究科規程

〔平成9年4月1日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、国立大学法人琉球大学組織規則（以下「組織規則」という。）第29条第4項の規定に基づき、琉球大学大学院理工学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(研究科の教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、理工学の理論及び応用を教授研究し、学術の深化と科学技術の発展に寄与するとともに、広い視野を持ち高度の専門知識と技術を兼ね備えた人材を養成することを目的とする教育・研究を行う。

(講座等の設置)

第3条 本研究科の博士課程の専攻に、次の表に掲げる講座を置く。

課 程	専 攻	講 座
博士前期 課 程	工学専攻	機械工学講座，エネルギー環境工学講座，電気システム工学講座，電子情報通信講座，社会基盤デザイン講座，建築学講座，知能情報講座
	数理科学専攻	基礎数理学講座，数理解析学講座，情報数理学講座
	物質地球科学専攻	物質基礎学講座，物質情報学講座，海洋地圏学講座，海洋水圏科学講座
	海洋自然科学専攻	分子機能化学講座，解析化学講座，海洋化学講座，進化・生態学講座，熱帯生命機能学講座，海洋生物生産学講座，熱帯生物科学講座
博士後期 課 程	生産エネルギー工学専攻	生産開発工学講座，エネルギー開発工学講座
	総合知能工学専攻	環境情報工学講座，電子情報工学講座
	海洋環境学専攻	海洋島孤科学講座，サンゴ礁科学講座，熱帯生物科学講座

2 工学専攻に履修上の区分として次のプログラムを置く。

専攻	プログラム
工学専攻	機械システム工学プログラム，電気電子工学プログラム，社会基盤デザインプログラム，建築学プログラム，システム情報工学プログラム，知能情報プログラム

(専攻等の教育研究上の目的)

第3条の2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次の表に掲げるとおりとする。

課程	専攻	教育研究上の目的等
博士前期課程	工学専攻	工学分野における高度な専門知識と研究開発・研究遂行能力を身につけ，国際社会に貢献できる人材の養成を目的とする。
	数理科学専攻	数理科学の領域の教育・研究を通して，現代社会に貢献できる高度な専門知識及び能力を持つ人材の養成を目的とする。
	物質地球科学専攻	物理学・地球科学及び関連領域の教育・研究を通して，学問の深化と科学技術の発展に寄与し，広い視野と高度な専門知識や技術を持った人材の養成を目的とする。
	海洋自然科学専攻	琉球列島の豊かな自然環境が持つ特色を最大限に生かし，化学・生物学及び関連領域の教育・研究を通して，基礎から応用に至る高度な専門的能力と広い視野を兼ね備え，地域及び国際社会に貢献できる人材の養成を目的とする。
博士後期課程	生産エネルギー工学専攻	生産エネルギーの研究に係る理工学の分野において，高度な専門的知識と先端的技術の教育・研究を通して，国際社会をリードする技術者・研究者の養成を目的とする。
	総合知能工学専攻	社会的ニーズに対応した環境情報工学及び電子情報工学に関連する学際的・融合的な分野に関する教育・研究を通して，高度な専門的知識と技術を兼ね備えた創造性豊かな技術者・研究者の養成を目的とする。

	海洋環境学専攻	琉球列島の自然環境の特色を生かし、海洋や島嶼等の地球環境とその根底にある基本原理の理解を目指した教育・研究を通して、広い視野と独創性を有する研究者の養成を目的とする。
--	---------	---

2 工学専攻の各プログラムの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

専攻	プログラム	教育研究上の目的
工学専攻	機械システム工学プログラム	機械系の学問を基盤とし、その関連領域を含めた基礎から応用に至る専門的知識及び技術とその応用力を身につける人材の養成を目的とする。
	電気電子工学プログラム	社会的ニーズに対応した電気電子工学全般に関する最先端の教育・研究を通して、高度な専門知識と技術を身につける人材の養成を目的とする。
	社会基盤デザインプログラム	持続可能な社会基盤の創成及び気候変動に伴う防災減災や環境保全などの幅広い視野と専門知識を身につける人材の養成を目的とする。
	建築学プログラム	快適で文化的な生活環境、安全で持続可能な循環型社会の構築に資する建築学の高度な実務的専門知識と応用力を身につける人材の養成を目的とする。
	システム情報工学プログラム	工学専門分野と情報技術を融合して独創的なイノベーションの推進に貢献できる高度な専門知識と応用力を身につける人材の養成を目的とする。

	知能情報プログラム	知能情報プログラムでは、主に人工知能、データサイエンス、コンピュータサイエンス、ネットワーク分野の高度な専門知識と応用力を身につける人材の養成を目的とする。
--	-----------	--

(副研究科長)

第4条 組織規則第47条第1項の規定に基づき、本研究科に副研究科長を置く。

2 副研究科長は、工学部長及び理学部長のうち研究科長とならない学部長をもって充てる。

(専攻主任)

第5条 博士前期課程及び博士後期課程の各専攻に専攻主任を置き、教授のうちから選出する。

2 専攻主任の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(指導教員)

第6条 学生の研究及び論文の指導（以下「研究指導」という。）のため、学生ごとに指導教員を置く。

2 博士前期課程の指導教員は、博士前期課程における研究指導資格を有する教授、准教授、講師又は助教をもって充て、博士後期課程の指導教員は、博士後期課程における研究指導資格を有する教授又は准教授をもって充てる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に関し適切な助言を行う。

4 学生の研究指導のため、指導教員が特に必要と認めた場合は、学生ごとに副指導教員を置くことができる。

5 指導教員は、研究指導の資格を有する教員のうちから、副指導教員を指名するものとする。

6 副指導教員は、指導教員と協力し、学生の研究指導を行うものとする。

7 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、琉球大学大学院理工学研究科研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て変更を認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第7条 指導教員が必要と認めたときは、大学院学則第17条の定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 指導教員が必要と認めたときは、琉球大学大学院の他の研究科の授業科目を指定し、

学生に履修させることができる。

- 3 指導教員が必要と認めたときは、本研究科の他の専攻の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
- 4 前3項の定めるところにより履修した授業科目の単位は、研究科委員会の議を経て、博士前期課程においては10単位、博士後期課程においては4単位を超えない範囲で単位に含めることができる。ただし、修了要件については、博士前期課程にあつては博士前期課程の授業科目、博士後期課程にあつては、博士後期課程の授業科目とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第8条** 学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の規定による計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第12条に定める在学期間を超えることはできない。
 - 3 長期履修の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第9条** 教育上有益と認めるときは、大学院学則第19条の定めるところにより、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 琉球大学の学部で修得した本研究科授業科目の単位を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(授業科目等)

- 第10条** 本研究科における授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

(教育方法)

- 第11条** 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
- 2 本研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

- 第12条** 本研究科における授業科目の履修方法は、別表に掲げるとおりとする。

(履修手続)

第13条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の初めに、当該授業科目を担当する教員の承認を得て、所定の様式により、所定の期日までに研究科長に届け出なければならない。

(成績評価基準等の明示等)

第14条 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 学生は、研究科委員会の承認を得て、大学院学則第25条の定めるところにより、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

(単位の認定)

第16条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行う。

2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

3 試験を受けて不合格となつた者について、事情によっては再試験を行うことができる。

4 追試験及び再試験の時期は、研究科委員会が別に定める。

(成績の評価)

第17条 試験又は研究報告の成績の評価は、A、B、C、D及びFの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項に規定する成績評価の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	評語	評点(100点満点中)	評価の内容
合格	A	90点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	B	80点以上90点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。
	C	70点以上80点未満	到達目標を達成している。
	D	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成している。
不合格	F	60点未満	到達目標を達成していない。

(学位論文,最終試験及び評価)

- 第18条** 所定の在学期間中に、第10条に規定する授業科目を、博士前期課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては12単位以上を修得し、かつ、必要な研究及び論文作成等の指導を受けた者は、学位論文を提出して最終試験を受けることができる。
- 2 第10条に規定する授業科目に、大学院学則第19条に規定する授業科目、第7条に規定する授業科目のうち指導教員の承認を得たものを加えることができる。ただし、博士前期課程にあつては博士前期課程の授業科目、博士後期課程にあつては博士後期課程の授業科目とする。
 - 3 学位論文に係る評価及び修了の認定に当たっては、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成果の独創性、表現力、引用文献の適切性等を総合的に審査し、合格又は不合格で判定する。
 - 4 前項のほか、各専攻は専攻ごとの目的に応じて評価基準を定めることができる。
 - 5 学位論文は、所定の期日までに指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない。
 - 6 学位論文の審査及び最終試験に関する事項は、琉球大学大学院理工学研究科の学位授与に関する取扱細則に定める。

(課程の修了要件)

- 第19条** 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、第10条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士後期課程の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、第10条に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については本研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

- 第20条** 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
 - 3 前2項に規定するものほか、学位の授与に関し必要な事項は、琉球大学大学院理工学研究科の学位授与に関する取扱い細則に定める。

(特別聴講学生)

- 第21条** 本研究科において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。
- 2 前項の規定により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第22条 本研究科において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項の規定により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第23条 本研究科の科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

博士前期課程

(1) 修士の学位（外国において修士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）を有する者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

博士後期課程

(1) 博士の学位（外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）を有する者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

(研究生)

第24条 本研究科の研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

博士前期課程

(1) 修士の学位（外国において修士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）を有する者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

博士後期課程

(1) 博士の学位（外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）を有する者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月8日）

この規程は、平成21年7月8日から施行、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年1月27日）

この規程は、平成22年1月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月23日）

この規程は、平成22年6月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月20日）

この規程は、平成24年6月20日から施行する。

附 則（平成30年3月7日）

この規程は、平成30年3月7日から施行する。

附 則（平成30年11月28日）

この規程は、平成30年11月28日から施行する。

附 則（平成31年4月23日）

この規程は、平成31年4月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年2月17日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月21日）

この規程は、令和4年12月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月22日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月29日）

この規程は、令和5年11月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月17日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。